

令和3年9月29日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和3年9月27日付託分)

総 務 局

目 次

ページ

令和3年度9月補正予算

- 1 国家賠償請求事件和解金について【総務局関係】 1

議案（条例その他）

- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】 2
3 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要 3
4 和解の概要 4

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

1 国家賠償請求事件和解金について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

⑨ 国家賠償請求事件和解金

(1) 目的

民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じる。

(2) 内容

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

(3) 予算額 100,000千円

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要
【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の特例を設けるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

保健福祉業務等従事手当（附則第3項関係）

職員が新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の業務に従事したときは、保健福祉業務等従事手当を支給することとする。この場合の手当額は、日額3,000円とする。

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年7月17日から適用する。

3 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

第4期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における特別対策事業の安定的な財源を確保するため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の適用期間について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の超過課税の適用期間を5年間延長する。（附則第44項関係）

ア 税率（上乗せ率は現行どおり）

区 分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,500円 (1,000円)	300円	1,800円 (1,300円)
所得割	4% 〔指定都市に住所を 有する者は2%〕	0.025%	4.025% 〔指定都市に住所を 有する者は2.025%〕

※ 均等割の（ ）内は、東日本大震災の復興財源として標準税率に500円上乗せさせる措置（平成26年度～令和5年度）が終了した後の税率

イ 適用期間

令和4年度から令和8年度まで

ウ 税込規模

単年度平均 約42億円

(3) 施行期日等

令和4年1月1日から施行し、令和4年度以後の年度分の個人県民税について適用する。

4 和解の概要

(1) 目的

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

元県職員が業務過重により自死に至った公務災害事案に関する損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方（原告）

県外在住 個人

ウ 和解内容

県は、過重な業務に従事させたことが原因で、相手方の子である元県職員（以下「元県職員」という。）を死に至らせ、相手方に深い悲しみと重大な精神的苦痛を負わせたことについて、衷心より謝罪する。

また、本件事件の和解の趣旨を十分に踏まえ、労働関係法令を遵守し、職員の長時間労働や過重労働等についての再発の防止に努める。

県は、相手方に対し、本件に関する和解金として、金1億円の支払義務があることを認める。

(3) 事件の内容

平成28年11月14日、元県職員が、過重な業務に起因して自死に至った。

(4) 訴訟の経過

ア 原告は、県が被災者に対する安全配慮義務に違反した等として、国家賠償法第1条に基づき、総額1億68万3,383円の損害賠償金及び遅延損害金の支払いを求めて、令和元年11月13日付けで横浜地方裁判所に提訴した。

イ これに対し、県は、元県職員が長時間労働を行い、過重な業務に起因して自死に至った点は認めるものの、安全配慮義務の程度や損害賠償の算定方法等について争いがあるとして応訴した。

ウ その後、口頭弁論、弁論準備手続等が行われたが、裁判所から和解

に向けた協議をするよう示唆があり、協議を重ねた結果、令和3年8月2日、再発防止に努めること、和解金1億円を支払うこと等を内容とする和解条項案が提示された。